

(別紙) (第8条、第9条関係)

## 大阪国際空港内撮影料について

本料金は、大阪国際空港内で、映画、テレビ、写真等の撮影（報道目的以外の撮影）を行う場合にお支払いいただくものです。

### 1. 料金設定

- ・撮影料は、撮影に関わる全ての人数（監督、カメラマン、出演者、スタッフ、エキストラ等）と、撮影に要する時間で設定しています。

| 料金区分               | 金額（消費税及び地方消費税を除く） |
|--------------------|-------------------|
| 基本料金               | 30,000 円／日        |
| 撮影に関与する人数の 1 時間あたり | 3,000 円／時間        |

### 2. 撮影料の減免

以下に該当する場合は撮影料を半額もしくは免除とします。

#### （1）撮影料半額

- ・空港名の明記、大阪国際空港で撮影したとわかる表現・セリフ等があるもの

※エンドロール等での記載は除く

#### （2）撮影料免除

- ・国、地方公共団体等が広報活動の一環として行う撮影に係るもの
- ・教育又は福祉に使用されるもの
- ・空港内の事業所が研修又は自社の広報のために行う撮影に係るもの
- ・空港の広報宣伝に資する場合で、会社が協賛、後援を行う等、会社が適当と認めるもの
- ・報道機関の報道に関する取材の場合 ※企画番組は除く

### 3. お支払い方法

- ・撮影料の額は、撮影時間及び対象人数に応じて定めたとおりとします。
- ・撮影者は、上記の表に定める額に消費税及び地方消費税の額を加算した金額を、撮影終了後の会社が発行する請求書に基づき、指定された期限までに指定された方法により支払うものとします。
- ・会社は、撮影者が撮影料の納入を遅滞したときは、その遅滞した金額に対し、支払期限の翌日から納入された日までの期間に応じ、14.5パーセントの割合で計算した延滞金を徴収します。